

<連携融資制度に関するQ&A>

「1～3の連携メニュー」について

Q1. 希望融資額が1000万円を超える場合または融資期間が7年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A1. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1000万円以内かつ融資期間7年（うち据置期間1年以内）」に限られます。ただし、例えば、融資額1500万円（融資期間7年）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q2. 六戸町内に本社又は主たる事務所（個人の場合は住所）がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A2. 青森県「青森新時代」への架け橋資金を活用する場合、信用保証料の補助対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）は六戸町にあっても、町外の事業所に係る経費は原則として対象になりません。

「4～6の連携メニュー」について

Q3. 希望融資額が1250万円（2000万円）を超える場合または融資期間が7年（10年）を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A3. 上記Q1と同様の取扱いになります。

Q4. 六戸町内に本社又は主たる事務所（個人の場合は住所）がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A4. 青森県経営安定化サポート資金及び青森県事業活動応援資金を活用する場合、信用保証料の補助対象となる融資は、町内に本店の住所を置く事業所であれば対象となります。本店の登記（個人の場合は住所）が六戸町にあれば、町外の事業所に係る経費であっても制限はありません。

連携融資制度の利用手続きについて

Q5. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A5. 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（町税の納付を証明する書類や法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。